

社会福祉法人 みずきの郷

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みずきの郷(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用の支給)

- 第4条 役員等が、みずきの郷定款に定められた会議に出席した場合には、1日につき5,000円(税抜)を支給する。
- 2 役員等が理事長の命により出張した場合には、旅費を支給する。
 - 3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する

(旅費の計算)

第5条 前条第2項による旅費は、社会福祉法人みずきの郷職員旅費規程を準用し、区分は最上位の額を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月20日より施行する。

(関係規程の廃止)

役員費用弁償規程は廃止する。

評議員費用弁償規程は廃止する。